

新連載

わが町の ドクター跡取りクリニック



第1回

医療機関の後継者問題と 金融機関の役割



税理士法人ブレインパートナー代表社員／公認会計士・税理士
矢野 厚登

やの ひろと 京都大学法学院卒。金融機関で融資・経営管理・主計・税務業務に従事。監査法人トーマツにて株式公開・企業戦略・経営計画策定支援。97年にブレインパートナー設立、医院開業・経営支援を手掛ける。

2015年の相続税増税を控え、世間では相続対策や事業承継に対する関心が日増しに高まる一方、「終活」ということばに代表されるように、いかにして自分らしく最後を迎えるかについて考える方が増えてきました。自分で事業を開拓している経営者は身内の資産承継だけではなく、後継者不足という別の大きな問題ものしかかります。承継の選択肢としてのM&Aも広がりを見せています。

同様に医療機関、とくに診療所や病院の経営者にとっても、後継者問題は深刻となつてきており、具体的な相談ができるないまま、悩んでいらっしゃる医師も多いといえます。私どもの会計事務所では、愛知県を中心とした300ほどの開業医の経営を支援させていただいております。ほとんどのお客さまは開業から手伝いをさせていただいた先生たちですが、最近、不幸にも突然倒れて診療の継続が困難になつたり、亡くなられたりして、ご遺族から後継者探しを依頼されるケースが発生しております。

そういう状況において、かりにご子息が医師であっても、病院勤務をされていたらしくすぐに後を継げるケースはまれであり、医院の土地建物はどうするか、医療機器はどうするのか、いわゆる営業権は発生するのかなど、いろいろな課題があり、すぐに承継者が決まることは少ないのであります。また、

ご子息が後を継ぐことが決まつても、医院建物が老朽化していたり、駐車場が少なかつたりと、いろいろと引き継ぐための課題が多いのも事実です。医療機器の入替えが必要となれば、銀行からの資金調達が必要となります。

85年の医療法改正以降、医療法人を設立した開業医も多くいらっしゃいます。お話をうかがつていると、医療法人は毎年の節税だけではなく、相続対策になるからと聞いて設立された方も多いのですが、持分の移転など具体的な対策ができるないケースが見受けられます。また、07年に医療法人制度が改正され、旧制度の医療法人と新制度の医療法人で相続における取扱いが異なることとなりました。新制度への移行の是非を含めてどのように相続対策を進めるべきかについて方向性が定まらず、医療法人の経営者はかえつて不安を抱える状況になっています。

このように医療機関の事業承継においては、企業と異なるさまざまな問題が存在します。金融機関の担当者が医療機関の身近な相談相手として、その悩みを聞き、解決の糸口を提案できれば、医療サービスの安定供給につながり、地域にも大いに貢献することとなると思われます。そこで、本連載では、医療機関の事業承継に特有の問題とその解決に向けた考え方をまとめてみた